



KOBE ケアマネジメントだより

Vol.3 (令和7年10月 発行)

神戸市介護保険課 ケアマネジメント担当

日ごろから、本市の介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
介護給付適正化事業を実施している中で、皆様からいただく質問を元に「KOBE ケアマネジメントだより」を発行しています。
今回は、「要介護・要支援認定区分変更時のケアプラン作成」についてお知らせします。

質問

新人ケアマネとして日々勉強中の神戸みなとです。
区分変更申請時は暫定ケアプランが必要って聞いたんですが、
どうしたらいいのか教えてください。

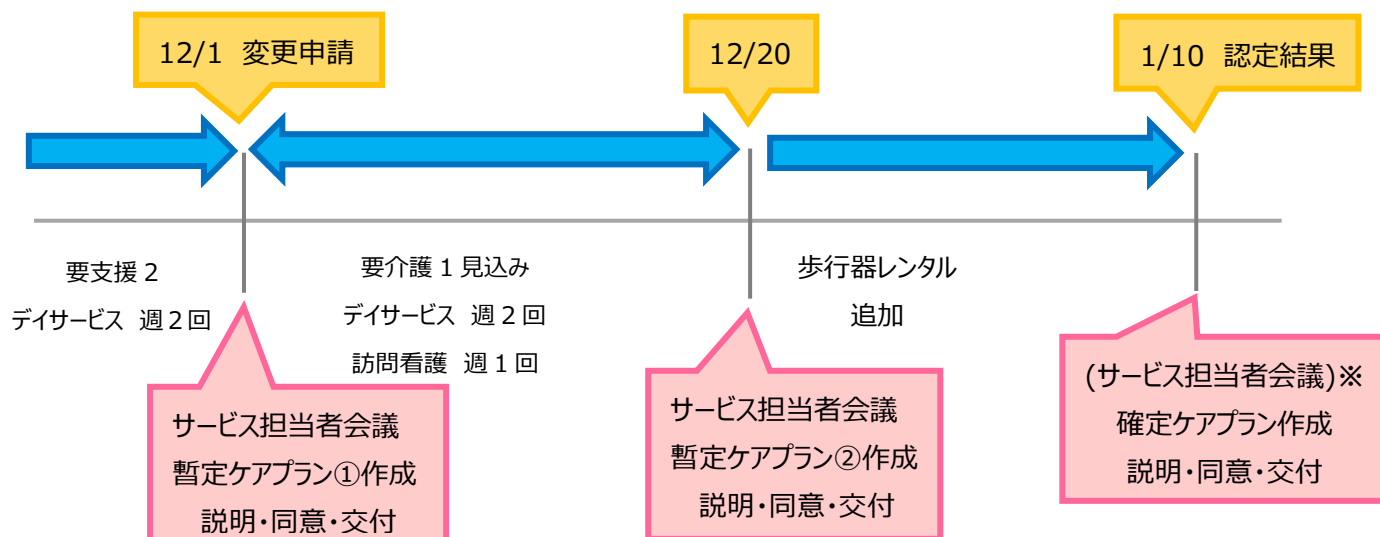


解説

1. 要介護・要支援認定の区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合には、
暫定ケアプランの作成が必要です。以下のことに注意してください。

- ・ 要介護と見込んだ場合は居宅介護支援事業所、要支援と見込んだ場合はあんしんすこやかセンター(一部委託を受けた居宅介護支援事業所も含む)または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が、暫定ケアプランを作成してください。
なお、要介護か要支援か判断が難しい場合は、必ず居宅介護支援事業所とあんしんすこやかセンターが相互に連携を取りながら、いずれかが作成してください。
- ・ 状態の重度化による要支援2からの区分変更申請の場合は、要介護見込みのため、居宅介護支援事業所が暫定ケアプランを作成してください。
- ・ 認定結果が見込みどおりとならなかった場合、介護サービスに要する費用が自己負担になる可能性があることを、あらかじめ利用者等に十分な説明を行う必要があります。
- ・ 暫定ケアプラン作成後、認定結果が出るまでの間にサービス内容の変更があった場合は、暫定ケアプランを変更します。(例)
- ・ **暫定ケアプランを作成する場合であっても一連のケアマネジメントが必要です。**

(例) 12月1日に要支援2から区分変更申請。要介護1見込み。区分変更申請時はデイサービス週2回・訪問看護週1回の利用であったが、認定結果が出る前に歩行状態が悪化した為、12月20日に歩行器レンタルを追加した場合。



* 次ページあります

2. 要介護認定の区分変更申請の認定結果が出た場合には、速やかに**確定ケアプランの作成**が必要です。

暫定ケアプランの内容を継続する場合は、暫定ケアプランを**見え消し**で確定ケアプランに移行することができます。
下記の①～⑤の手順が必要です。

① 確定ケアプラン作成の際も基本的にはサービス担当者会議の開催等が必要

※但し、以下の要件を満たした場合は不要。

- ・ 暫定ケアプラン作成時のサービス担当者会議で、「認定結果が出た時点において、状態像の変化やサービスの変更等がない場合は、暫定ケアプランを確定ケアプランにする」ことが話し合われている
 - ・ 認定結果が出た時点で状態像の変化やサービスの変更等がないことをケアチームに確認できている
- * 支援経過記録に経過が分かるよう記載してください。

② 暫定ケアプランからの変更が必要な箇所を見え消しで訂正するなど、暫定ケアプランがそのまま確定ケアプランに移行したことが分かるようにする （例：暫定ケアプラン⇒確定ケアプラン、申請中⇒認定済）

③ 利用者又は家族に説明し、同意(署名)を得る

④ 支援経過記録に同意を得た旨を記録する

⑤ 各サービス事業者へケアプラン交付し、記録する

(例) 確定ケアプラン
暫定ケアプラン

区分変更申請時のケアプラン作成について、参考になりましたでしょうか。

神戸ケアネットにも暫定ケアプランの作成について掲載していますので、ご覧ください。

神戸ケアネット→介護サービス事業者向け情報→ケアマネジメント(居宅介護支援)→暫定ケアプランの作成
【URL】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/business/annaitsuchi/kaigoservice/caremanagement/zantei/ryuuzikou.html>

★お知らせ★

「KOBE ケアマネジメントだより」は不定期で発行します。

今回の vol.4 では、「**要介護認定区分変更申請の認定結果後にサービス内容を変更する場合のケアプラン作成**」についてお伝えします。

